真実をあきらかにし 無実の者を殺すな

人類に恥辱残すな

松川事件 最高裁口頭弁論始まる

松川事件最終審の口頭弁論が全国で警戒法改悪反対の全国民的大闘争がくりひろげられた十一月五日から、最高裁大法廷でひらかれている。

九年間にわたつて〝無実〟をさけび真実を守つて闘いつづけてきた二十人の被告にとつて、また大事故をひきおこし、無実の人を犯人にデッチ上げ民主主義と、盛り上る労働者、国民の声と力をおしつぶそうとする陰謀と闘つてきた、平和と民主々義を愛する全国民にとつて、真実を守る最後の機会である。

五日東京では仙台から歩きつづけてきた松川大行進をむかえ、松川事件中央大集会がひらかれたまた全国的にくりひろげられた法廷闘争資金カンパなどによつて高まつた関心と広汎な各階層の人びとの注目のなかでひらかれる最終審口頭弁論で松川闘争は重要なときにきている。

三池でのカンパもいままでの中間集計で五万円をこえ、最終集計では七万程度の集約が予想されている。このように高まつている〝真実を守り権利を守る闘い〟の力を一層高めなければならない。

意欲と実行の結果にほかならない国鉄側十人、東芝側十人という員数はこのことを示すものである。それはあまりにも数が不自然なほどうまくとのえられすぎている検察側や、判決のいうとおりのてんぷく作業であるならば、二十名を要しない、せいぜい数名をもつて足りるのである。にもかかわらずなぜ双方十名づつが犯人にされたのであろうか。それは赤間を除きその余の大部分の者は国鉄あるいは東芝の組合幹部または熱心な活動家にして同時に共産党員であつたということである。それゆえに被告にして見たものの、配役にこまりなんとも役不足で無意味に頭をならべている者がいる。一階

二審判決の日被告団声明を読む佐藤一氏

一時的にすべての人を、また一部の人をだますことはできても、すべての人を、すべての期間だますことはできない。

なるデタラメがとびだすかもわからないのである。

いまの日本では、善良な市民が突如として、官憲より疑いをうけて裁判にまわされる危険がすくなくないことを思うとき、松川裁判がそのまま認められるとなると、国民は不安なくして生活することができなくなる。松川の被告諸君は職場では労働者の権利のため勇敢に闘つてきたが家庭においては平和な生活を送つていたのである

松川事件の特徴的な二、三の点をあげると以上のようなことである。このような問題をふくみ、意義をもつ事件について被告たちを有罪とする二審の裁判がそのままこの国において通用するようなことでは、単に国民の恥辱であるばかりでなく、人類の恥辱以外のなにものでもないであろう。

油断のならぬ最高裁

最高裁判所は来る十一月五日より二十六日まで、十回にわたつて口頭弁論をひらくことを決定したこれはふつう一回ですまされるのとくらべると、異例であるといえよう。そして、この結果は松川救援に組織された広汎な運動の成果であることはいうまでもない。しかし十回にわたる異例の開廷は裁判の結論が裁判やりなおしとでることを当然に意味するものではない。十回もやるのだから今度こそは、という期待は楽観に過ぎるといわなければならない。過去九年間の松川の闘いをふりかえつてみると一層この感を深くする。

二審の仙台高裁では、当時としては、まつたく異例とされた事実の取調べを約一年余の間に数十回も重ねた。自己の心をもつて他をはかる善意の多くの国民は、裁判所が真実の究明にあたるものと期待していたのであるが、その結果は周知のように、三名の無罪をだしはしたが、否むしろそのゆえに裁判所が判決の中でほしいままの創作をして、死刑四名以下の残虐な裁判を言渡したのである。二審における異例の取調べは、この裁判を公正らしく装うために必要であるにすぎなかつたことが判明した。最高裁における異例の開廷数もその意味ではまつたく油断ならないのである。

最終弁論にのぞむ弁護団の態度としては、いうべきはいい、たたくべきは大いにたたくというきわめてあたりまえの基本的な闘いをすすめるということにつきる。この闘いには妥協はことの性質上絶対にありえない、対検察庁、対裁判所の関係においてギリギリの闘いである。

弁論は特別の事情の生じないかぎり、十一月二十六日をもつて終るであろう。その後は裁判所側の評議（結論をだすこと）と判決の言渡しという順序ではこれまでいまのみとおしでは、裁判所の結論はおそくとも年末までには必ずきまるということ、判決の言渡しは判決書の作成の関係で来年になるが、それも明春そうそうではないかということが予想される。

松川救援の闘いも右のみとおしに合わせて、弁論の終るころまでに運動も最大限にもりあげていただきたいと思う。松川に対する国民の関心と理解がいちだんとたかまり、いいかげんな審理では国民が承服しがたいこと、この裁判の結果によつては、現行の裁判制度そのものに対する国民の信頼に大きなヒビがはいることが強くハッキリと最高裁に向けられるならば裁判やりなおしをかちとる闘いを大きく前進させることができるであろう。

さしせまつた闘いにさいし、一層の御支援の程をお願いしたい。

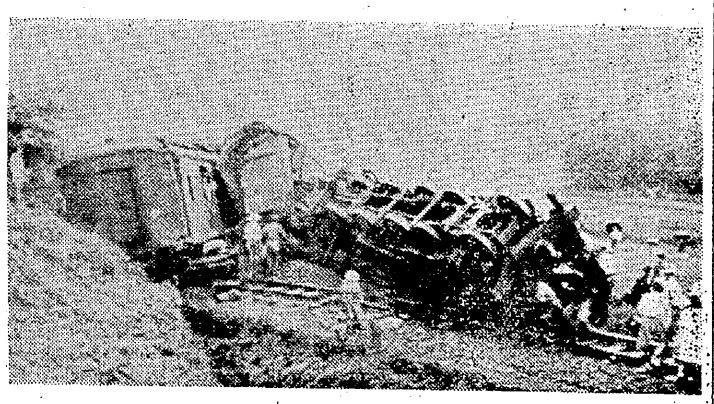

九年前の昭和24年8月17日陰謀によつて企てられた列車転覆現場

松川をめぐる二つの犯罪

松川事件主任弁護士　大塚一夫

真犯人は誰か？

松川事件の被告たちが列車てんぷくの犯人ではない、ということは今日では広汎な人々に理解されるようになつてきた。しかし昭和二十四年八月十七日午前三時九分東北本線の松川駅近くで、自然事故とはみられない列車事故が発生し、三名の乗務員が死亡したことは事実である。被告たちが無実であるかぎり、真犯人は他に存在しなければならない、それは誰であろうか、という疑問が当然のように提出されよう。

わたくしは、松川事件をめぐつて二つの犯罪が存在するものと考えている。その一は八月十七日、松川駅近くで列車をてんぷくさせようという謀議とその実行であるその二は右の列車事故を国鉄労働組合福島支部の活動家と東芝松川労働組合の活動家たちの共同犯行なりとして無実の労働者を逮捕して裁判にかけるという謀議とその実行である。ところで第二の犯罪の責任者は、松川事件発生と共に「その事件は三鷹事件と同一の思想的底流をもつ労働者らの犯行である」と独断した増田官房長官に代表される吉田内閣とその同伴者であり、直接の下手人は政府の方針にしたがつた捜査官憲であることは証拠上、容易にこれを認めることができる。

しかし第一の方の犯罪の責任の所在――列車てんぷくの真犯人の所在については、これを確認するに足る十分な資料が発見されない松川被告救援の国民的運動の進展にともなつて、この点に関する資料が明らかにせられることを期待できるように思われる。もしそうなれば、第一の犯罪者と第二の犯罪者の結びつき、関係の有無などもハッキリするのではあるまいかことしの松川事件現地調査団がてんぷく現場付近の、当夜の事件を何らかのかたちで知つていてよさそうに思われる家をたずねてゆくと、あらかじめ警察から口どめしてあつたり、また、後で調べてまわつているという。このことも真犯人追及運動の今後における進展の可能性を物語つている。

松川の被告たちは捜査官憲のあやまちによつて、裁判にかけられたのではない。まつたく計画的な証拠のいんめつ

つぎには、この事件では事故発生直後から今日にいたるまで、被告たちの無実を示す証拠、真犯人追及に必要な証拠が主として、捜査当局の手でいんめつされていることをとくに指摘しなければならない。周知の継目板のいんとく（福島地検）、高橋の診断書のにぎりつぶし（福島地裁）等についてはここではふれない。とくにとりあげたいのは、一、二審とも死刑を言渡されている佐藤一のアリバイ（謀議が存在しない証明）をうらづける「諏訪メモ」を事件直後捜査官憲が東芝松川工場より押収しながら法廷に提示しないばかりでなく、所有者にも返還しないで今日に至つていることである。

弁護団は右のメモをふくむその他の重要な多くの証拠（被告人の無実を一層強く証明する）の公開を最高検察庁に何回となく要求しているが、当局は拒否しつづけている。しかもなお検察側は被告たちの有罪を強調してやまないのである。

いつたい、無実の労働者が無実の証拠を検察権力の手によつてかくされたままで死刑に処せられるというようなことが許されていいであろうか。国民の正義感はこれを許すことはできないであろう。なぜ検察側がこれを公表しないのであろうか、公表することによつて有罪とすべき不存在が一層明白になることをおそれているとしか考えられないのである。

もし検察側が被告たちの有罪に確信をもつならば、その手中にある全証拠を公表した上、検察側の主張と弁護団の主張のいずれに真実性があるかにつき、国民に信を問うべきであろう。持てる証拠を公開せず尚、有罪を強弁する態度は、卑劣にして著しく正義に反するものといわざるをえない。また検察側のかかる処置に対し何ら改めさせようとする態度に未だでない限度にもりあげていただきたいと思う。松川に対する国民の関心と理解がいちだんとたかまり、いいかげんな審理では国民が承服しがたいこと、この裁判の結果によつては、現行の裁判制度そのものに対する国民の信頼に大きなヒビがはいることが強くハッキリと最高裁に向けられるならば裁判やりなおしをかちとる闘いを大きく前進させることができるであろう。

さしせまつた闘いにさいし、一層の御支援の程をお願いしたい。

松川事件被告の判決表

氏名・年令（当時）	組合	職	起訴事実	一審	二審
杉浦　三郎（37）	元東芝松川工場労組組合長		共同謀議	死刑	死刑
鈴木　信（29）	元国鉄労組福島分会委員長		共同謀議	死刑	死刑
本田　昇（23）	元国鉄労組福島支部執行委員		共同謀議	死刑	死刑
佐藤　一（28）	元東芝連オルグ		共同謀議	死刑	死刑
二宮　豐（28）	元国鉄労組福島支部委員		共同謀議	死刑	死刑
阿部　市次（27）	元国鉄労組福島支部書記		共同謀議	死刑	死刑
高橋　晴雄（25）	元国鉄労組福島分会執行委員		共同謀議	死刑	死刑
太田　省次（33）	元東芝松川労組副組合長		共同謀議	無期	無期
赤間　勝美（19）	元国鉄労組福島分会員		共同謀議	死刑	無期
浜崎　二雄（20）	元東芝松川労組青年部員		共同謀議実行	無期	十年
佐藤　代治（23）	元東芝松川労組青年部副部長		共同謀議	無期	十二年
加藤　誠三（19）	元国鉄労組福島分会員		共同謀議	十五年	十年
二階堂武夫（24）	元東芝松川青年部常任委員		共同謀議	十五年	七年
大内　昭三（19）	元東芝松川労組青年部委員		共同謀議	十年	七年
小林源三郎（20）	元東芝松川労組青年部員		共同謀議器具窃取	十三年	七年
菊池　武（18）	元東芝松川労組青年部員		共同謀議器具窃取	十三年	七年
二階堂國子（25）	元東芝松川労組書記		共同謀議	十年	三年六月
武田　久（31）	元国鉄労組福島支部委員長		共同謀議の議長	死刑	無期
齊藤　千（29）	元国鉄労組福島分会執行委員		共同謀議	死刑	十五年
岡田十良松（23）	元国鉄労組福島分会執行委員		共同謀議	十五年	十二年

獄中被告宛先　仙台市行人塚七〇の二
佐藤一被告宛先　塩釜市赤浜坂病院内
その他　港区芝新橋七の十二文工会館内
松川事件対策委員会気付

真実のあかしのために

＝松川事件関係図書案内＝

▽「中央公論・松川裁判特集号」作家広津和郎氏が五年間、中央公論誌上に書きつづけた松川裁判批判の全文を収録している。検察官が被告らを真犯人に仕立てようとしたおそるべき道すじが明白にわかる。（中央公論社・百八十円）

▽「被告」（佐藤一著）著者の佐藤一氏は一審、二審とも死刑の判決をうけた松川事件の被告である九年間にわたる被告生活をドキュメントな手法で真実のあかしをしようとするものだが、単なる個人の記録としてではなく、真実を守つて闘いつつある被告二十人の記録として、さらには暗黒政治に対する民衆の告白の記録としての内容となつている。貴重な記録である。（平凡社・二百五十円）